

平成30年度

# 法令研修会資料

【地域教材】

東北運輸局岩手運輸支局 監修  
(一社)岩手県自動車整備振興会 刊

# 目 次

|   |    |
|---|----|
| 1. 審査事務規定の一部改正について .....  | 1  |
| 2. 検査における注意事項 .....   | 5  |
| 3. タカタ製エアバッグのリコール未改修車両は車検が通らなくなります！ .....                         | 36 |
| 4. 国際的な車両認証制度（IWVTA）が新たに成立しました .....                              | 39 |
| 5. 公道を走行するカートの安全基準を強化します .....                                    | 40 |
| 6. 「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」中間とりまとめ                          | 41 |
| 7. ユーザー代行車検を受検した自動車の分解整備に関するアンケート調査 .....                         | 43 |
| 8. ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故防止について .....                        | 45 |
| 9. 三菱ロジスネクスト株式会社から報告があった不適切な分解整備作業について                            | 47 |
| 10. 大型特殊自動車メーカー6社から報告があった不適切な分解整備作業について                           | 48 |
| 11. 大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます .....                           | 50 |
| 12. 自動車検査証等の有効期間の再伸長について .....                                    | 55 |
| 13. 大雨で浸かったクルマ、水が引いても使用しないで .....                                 | 56 |
| 14. 災害により被災した整備工場の整備機器の使用に関する安全確認について .....                       | 57 |
| 15. 申請書記載時の注意事項 .....   | 59 |
| 16. 定期点検整備作業の依頼を受けた自動車の受入れ点検等における<br>過去の点検又は整備の実施状況等の確認について ..... | 62 |
| 17. 平成29年度整備事業者の処分状況一覧表 .....                                     | 63 |
| 18. 保安基準適合証に記載する走行距離等に係るお願い .....                                 | 73 |
| 19. OSS申請等にかかる確認していただきたい事例について .....                              | 74 |
| 20. 最終検査申請日の取扱い .....   | 76 |
| 21. その他資料 .....   | 78 |
| ・ナンバー読取装置で車検切れ車両を捕捉   |    |
| ・衝突被害軽減ブレーキは万能ではありません   |    |
| ・地方版図柄入りナンバープレートのデザイン決定   |    |
| ・10月1日より、地方版図柄入りナンバー交付  |    |
| ・スキャンツールの導入補助を開始  |    |
| ・サポカー／サポカーSで未来はもっと明るくなる。  |    |
| ・重量税照会サービスについて  |    |
| ・点検整備記録簿  |    |

# 1. 審査事務規定の一部改正について

平成 29 年 10 月 10 日  
独立行政法人自動車技術総合機構

## 審査事務規程の一部改正について（第 13 次改正）

### 1. 改正概要

#### (1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう排気管の取付位置について規定するとともに、車体から突出した排気管の取扱いを規定します。[7-60]
- ② 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部改正に伴う改正
  - 審査の実施方法について、自動車の種類に応じた書面審査の取扱いを明確化することとします。[4-7、4-12]
- ③ 第 8 章の構成の見直し等
  - 審査事務規程において、「改造等による変更のない使用過程車」の継続検査等の場合には、第 8 章を適用して審査するという規定の構成になっているところ。このため、第 8 章から構造等の要件を極力削除し、劣化や磨耗の確認等に関する事項のみを残すこととします。[第 8 章]
  - 検査コースにおいて審査することのない小型特殊自動車及び検査対象外軽自動車に関する規定を削除します。[全体]
- ④ 新規検査等における提出書面関係 [別添 2]
  - 別添 2 中の附則の構成を見直します。
  - 提出書面の記載方法等について更なる明確化を図るとともに届出書様式の一部を変更します。また、事前審査管理番号を有する自動車の活用方法の明確化及び活用期限を規定します。
  - 細目告示別添 114 対象トラクタについて、当該基準への適合性を改めて審査する必要がない場合には事前審査対象から除外します。
- ⑤ 特種用途自動車に適用する基準の判断方法を規定します。[4-16]
- ⑥ 並行輸入自動車の区分について「指定自動車等と関連」と「不明」の 2 種類に変更するとともに届出書様式の一部を変更します。[別添 3]
- ⑦ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### (2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年 7 月 19 日国土交通省令第 46 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 29 年 10 月 10 日国土交通省告示第 906 号）

### 3. 施行日

平成 29 年 10 月 10 日

## 審査事務規程の一部改正について（第 16 次改正）

### 1. 改正概要

#### **（1）自動車の検査等関係**

① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

- 圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置等に関し「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則（第 110 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。  
[7-24, 8-24]
- 大型バスが転覆した際の乗客・乗員の保護に関し、「バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則（第 66 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。  
[6-31 の 2, 7-31 の 2]
- 「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の改訂に伴い、座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない自動車及び座席の範囲を拡大することとします。  
[7-42, 8-42]
- 使用の過程にある二輪自動車のうち、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超える二輪自動車の消音器を改造又は交換を行った場合の近接排気騒音値の取扱いを規定します。  
[7-53]
- ハイブリッド自動車等の静音性車両について、歩行者等に自動車の接近を音で知らせるための装置の装着を義務付けるとともに、「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。  
[6-98 の 2, 7-98 の 2, 8-98 の 2]

② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### **（2）自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成 29 年 6 月 22 日国土交通省令第 39 号、他）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 30 年 2 月 9 日国土交通省告示第 147 号、他）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成 29 年 6 月 22 日国土交通省告示第 641 号、他）

### 3. 施行日

平成 30 年 2 月 10 日

平成 30 年 3 月 30 日

独立行政法人自動車技術総合機構

## 審査事務規程の一部改正について（第 17 次改正）

### 1. 改正概要

#### **（1）自動車の検査等関係**

- ① 電磁的通知方法の拡充に伴う見直し等
  - 国土交通省の関係通達等の改正に伴い、走行距離計（オドメータ）の表示値の通知方法を変更します。
  - その他通知方法の明確化等の所要の改正を行います。

#### **（2）自動車の型式の指定等関係**

- ① 別添 1 試験規程（TRIAS）について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正を行います。

##### **【新規追加する試験項目（4 項目）】**

|                     |                             |
|---------------------|-----------------------------|
| TRIAS 8-003(1)-01   | 燃料消費率試験（重量車（2025 年度燃費基準対応）） |
| TRIAS 31-J119-01    | 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験      |
| TRIAS 43-R028(1)-01 | 警音器の警報音発生装置試験（協定規則第 28 号）   |
| TRIAS 43-R028(2)-01 | 警音器の音圧試験（協定規則第 28 号）        |

##### **【一部改正する試験項目（5 項目）】**

|                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| TRIAS 08-002-02     | 燃料消費率試験（WLTC モード）     |
| TRIAS 11-R079-02    | かじ取装置試験               |
| TRIAS 30-R051-01    | 四輪自動車の車外騒音試験          |
| TRIAS 31-J042(4)-01 | 軽・中量車排出ガス試験（WLTC モード） |
| TRIAS 43(7)-R138-02 | 車両接近通報装置試験            |

- ② 別表 2 外国の試験機関について、試験機関及び試験項目に係る改正を行います。

### 2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 29 年 10 月 10 日国土交通省告示第 906 号、平成 30 年 2 月 9 日国土交通省告示第 147 号、平成 30 年 3 月 30 日国土交通省告示第 528 号）

### 3. 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

平成 30 年 7 月 19 日

独立行政法人自動車技術総合機構

## 審査事務規程の一部改正について（第 18 次改正）

### 1. 改正概要

#### **（1）自動車の検査等関係**

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

- 乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車及び車両総重量 3.5t 以下の自動車に適用される「軽・中量車排出ガスの測定方法」について、現在規定されている JC08 モード法又は WLTC モード法のいずれかとしていたところ、WLTC モード法のみとすることとします。[7-55]

新 型 車：平成 30 年 10 月 1 日～

：平成 31 年 10 月 1 日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車※）～

継続生産車：平成 32 年 9 月 1 日～

：平成 33 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車）～

※車両総重量 1.7t を超え 3.5t 以下の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）

※WLTC モード法により型式を取得した車両は、自動車検査証に記載される排出ガス規制の識別記号の 1 桁目に 3～6 が使用されることとなります。例：3XX-100

- 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備える乗降口の踏段について、最下段の踏段の下部に追加で備えることができるものとして、施行日以降は自動車の製作された日を問わず、一定の要件に適合しなければならないこととします。※ [7-110, 8-110]

※該当する車両は施行日より適用となりますので、施行後の審査時から確認することとなります。

- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### **（2）自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### 2. 関係する告示等

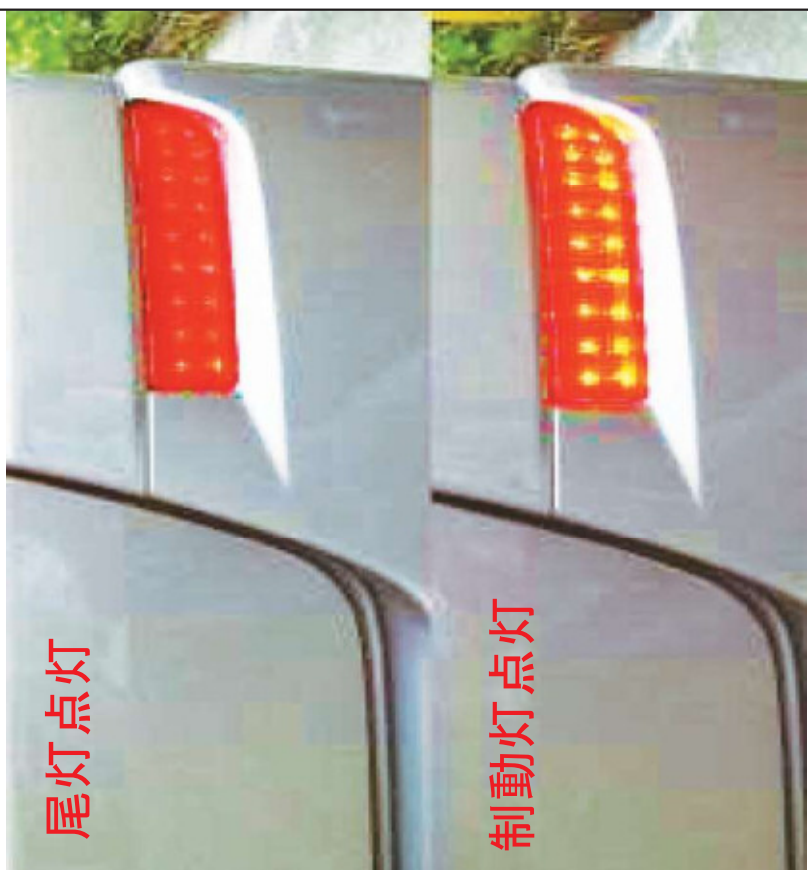
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成 30 年 3 月 30 日国土交通省告示第 528 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 30 年 7 月 19 日国土交通省告示第 945 号）

### 3. 施行日

平成 30 年 7 月 19 日

## 2. 検査における注意事項

点灯する後部反射器について



検査における注意事項

制作 自動車技術総合機構 東北検査部 岩手事務所

製作年月日  
平成17年12月31日 以前

～ポイント～

下記の条件を満たせば尾灯・制動灯として扱  
うことができる

- ①後部反射器を備えているか
- ②灯火器の面積(尾灯15cm<sup>2</sup>以上 制動灯20cm<sup>2</sup>以上)
- ③灯色は赤色に限る

※尾灯兼用制動灯の場合※

尾灯から制動灯の点灯時明るさが5倍以上で  
点灯するか

製作年月日  
平成18年1月1日 以降  
～ポイント～

下記の条件を満たせば尾灯・制動灯として扱  
うことができる

- ①後部反射器を備えているか
- ②灯火器の面積(尾灯15cm<sup>2</sup>以上 制動灯20cm<sup>2</sup>以上)
- ③灯色は赤色に限る
- ④取付位置  
(尾灯・制動灯兼用ならば地上から下縁0.35m以上あるこ  
と)
- ⑤視認性・視認要件

※尾灯兼用制動灯の場合※

尾灯から制動灯の点灯時明るさが5倍以上で  
点灯するか



キャンピング車・キャンピングトレーラー  
の窓ガラスについて



現状 自動車の最外側から窓ガラスが  
25cm以上開放保持ができてしまう為、  
不適合になる。

～補修のポイント～

- ・次の写真のように、チェーン&ワイヤーを使い  
固定して、25cm以上開放保持させないよう  
にする。
- ・アーム本体にストッパーを取付し、25cm以上  
開放できないようにする。



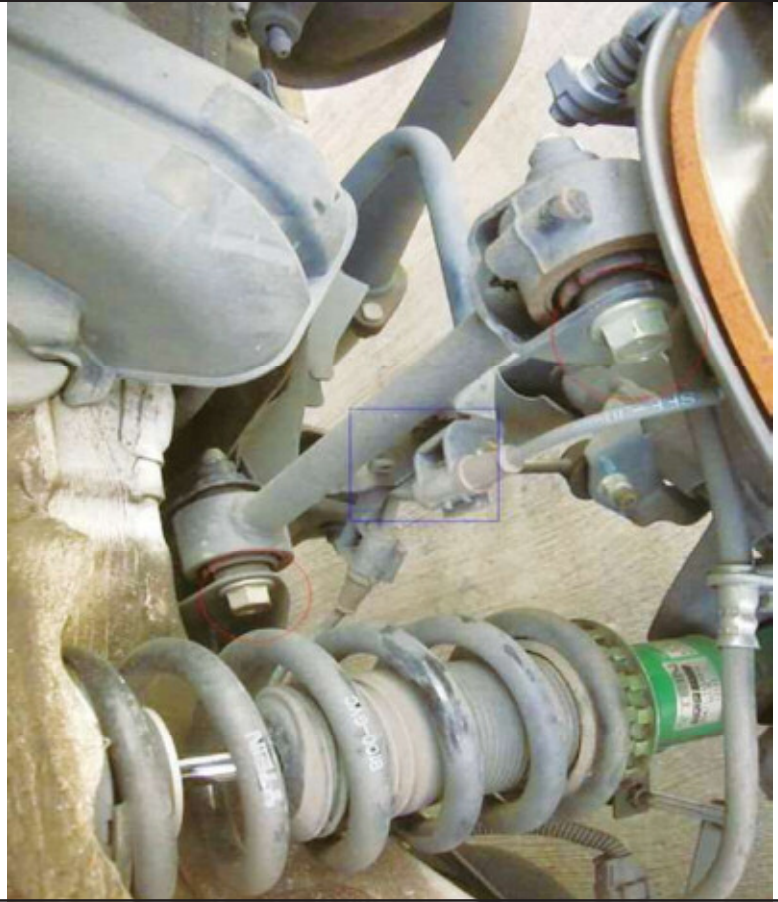
## 社外品サスペンションアームについて



## サスペンションアームとは

独立行政法人自動車技術総合機構において、改造自動車審査要領の中に、「サスペンションアームとは、テンションロッド、ラテラルロッド、アライメント調整を目的とするリンク等、専ら車輪の位置決め用いる部品を除き、緩衝装置の作動を主に受け持っているものをいう。」と定められています。

純正リヤアッパーアーム  
(例:ホンダ系 ダブルウィッシュボーン方式)



社外品リヤアッパーアーム



# 警告灯が点灯又は点滅している自動車について

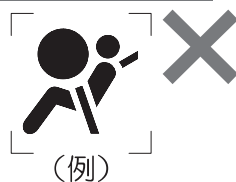
異常等が生じている自動車については修理後に審査することを明確にするため、「審査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については審査を行いませんので、確実に修理した後に検査コースに持ち込んでいただきますようお願いいたします。

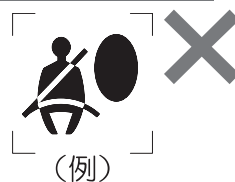
■「審査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

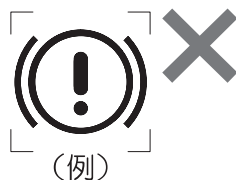
① 前方のエアバッグ



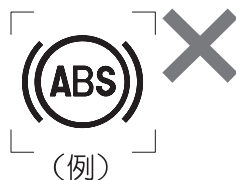
② 側方のエアバッグ



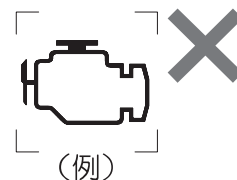
③ ブレーキ



④ ABS



⑤ 原動機



3. 原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

平成29年2月1日以降に、異常等が生じている自動車については修理後に審査することを明確にするため、「審査時における車両状態」として規定した。

近年は国の定める安全・環境基準の増加・複雑化とともに自動車の構造の多様化という背景もあり、電子制御機能の増加とともに安全装備も格段に増え、複数の異常を一つのテールで表示する傾向が見受けられるため、テールが点灯／点滅したままでは適切な審査ができないため、検査ができない。

※点灯している場合、検査中断※

## 回転部分の突出規定の見直し

専ら乗用の用に供する自動車に限り車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°・後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。

～ ポイント ～

・3・5・7ナンバーの乗用車に限り上記の基準が適用される。(ただし、乗車定員10人以上の乗用車は除く。)

・突出していいのはタイヤのみ。(10mm未満)

# 回転部分の突出禁止規定 及び排気管の開口方向規定 の改正について

このたび、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）の一部が改正され、

① 回転部分の突出禁止規定の見直し

② 排気管の開口方向要件の廃止

が行われました。

これらについては、平成29年6月22日以降、自動車の製作された日を問わず適用されますのでお知らせします。

①の部分の検査コースでの取扱いは次のとおりとなります。

## ■回転部分の突出禁止規定

自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）は当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないこと。

この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

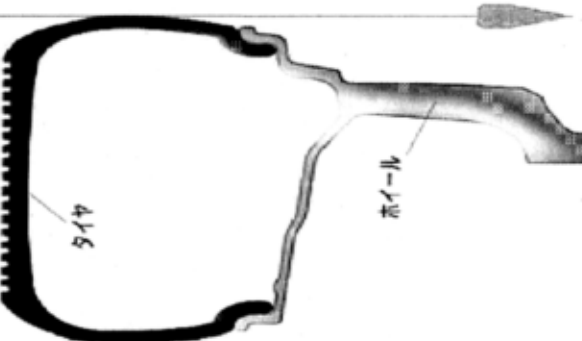
# 測定例



タイヤの回転部分の突出について(測定方法)

07-26-1(3)①(イ)について

10mm未満



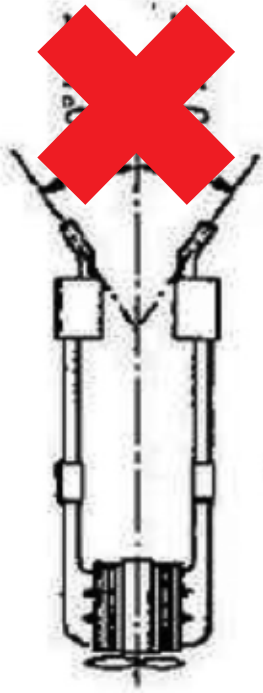
ポイント①

前方30°～後方50°の範囲において、最外側がタイヤ部分である。



排気管の開口方向要件の廃止

(参考図)



全車種適用

但し、竹槍マフラー等は**NG**



平成29年1月以降に製作された自動車に装着する  
直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、  
その性能を損なわないよう、

## 取付方法等に関する要件が変わります

### 【規定における要件】

次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。

#### (1) 鏡体部及びその支持部により構成される装置

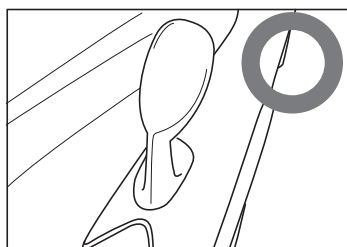
溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上（バンパを除く。）に直接取付けられており、かつ、取付部附近の自動車の最外側より突出しない構造

※ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。）にあっては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられている構造であればよい。

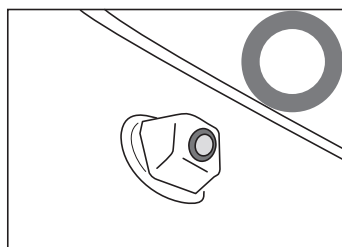
#### (2) カメラ及び画像表示装置により構成される装置

確実に取付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造

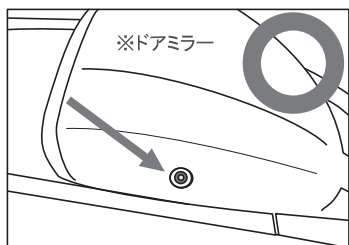
### 適合する事例



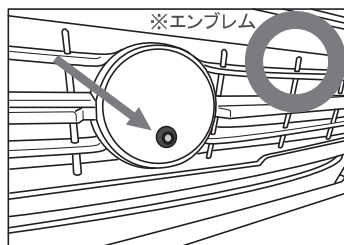
ボルト・ナット取付のミラー



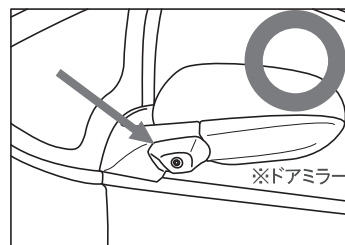
配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している  
審査事務規程7-100及び8-100をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人  
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

## 製作年月日 平成29年1月以降

### 7-100-3 取付要件

①鏡体部及びその支持部により構成される装置は溶接・リベット・ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上(バンパを除く。)に直接取り付けられており、かつ、取付部付近の自動車の最外側より突出しない構造。

ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの(キャブと荷台が分離しているものに限る。))及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。)にあつては、溶接・リベット・ボルト・ナット又はねじにより確実に取り付けられている構造であること。

②カメラ又は画像処理装置がついている場合は確実に取付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造。

～取付けが不確実な例～

検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。

- ①取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの
- ②貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの
- ③手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又ははがたがあるもの
- ④当該装置を取付けた状態のまま、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの

※共締め防止のため※

- ⑤延長器具を介して取付けられているもの原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの(キャブと荷台が分離しているものに限る。))及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。)

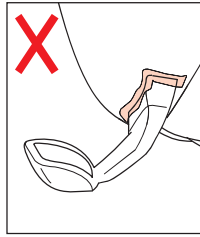
※ハイエース等のワンボックスタイプは該当しないので注意が必要※

⑥カメラの配線(配線の周囲の周囲の保護部材等を含む。)が、自動車の外側の表面上に確認できるもの

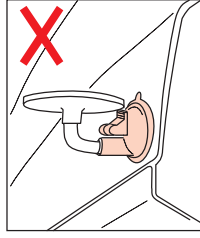
※指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは基準に適合するものとする※

→指定自動車等の状態から全く改造していないもの及び当該自動車の型式のファミリーとして設定されている別型式の自動車に採用されているパーツを流用したものが該当する。単に他車のパーツを流用したものは該当しないので注意

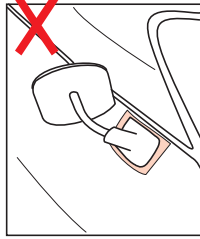
例: キャラバンのミラーをハイエースに流用する事(この場合溶接なら可)



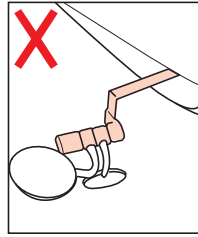
粘着テープによる取付



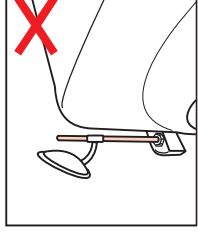
取付部が吸盤形状



シート上の接着固定



延長器具を介した取付



延長器具を介した取付



カメラの配線露出



車体下面であっても、  
自動車の外側の表面  
面上としてみなす。

## 新規検査等における新たな 審査方法について

指定自動車等について、新規検査又は予備検査※<sup>1</sup>（以下「新規検査等」という。）を行う場合の提出書面の要件を規定しました。

当該規定については、①共通構造部型式指定自動車は、平成28年11月1日以降から、②それ以外の自動車は、平成29年5月1日以降の新規検査等から適用しますので、お知らせします。

※<sup>1</sup> 予備検査証の交付を受けた自動車、一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。

### 【概要】

#### (1) 新規検査等における検査当日の提出書面(当日書面審査)を明確化

新規検査等において、指定を受けた構造・装置の変更箇所又は架装をおこなった部位を示す統一的な書面※<sup>2</sup>の提出を行ってください。（架装箇所等の把握）

#### (2) 新規検査等における事前提出書面の審査を実施

指定を受けた構造・装置の変更又は架装により、当該自動車に係る保安基準（技術基準等に限る。）の適合性に影響がある場合には、新規検査等に先立って提出書面を事前に届け出てください。

#### (3) 新規検査等における一部審査方法の変更

共通構造部型式指定を受けた自動車等であって、一定の要件を満たすものについては、新規検査等において検査機器を用いた審査を省略します。

**注意:** (1) 又は (2) において、提出書面に不備等があった場合、審査ができませんのでご注意ください。

※<sup>2</sup> 提出書面（第1号様式）は以下のURLからダウンロードが可能です。

<http://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>

※<sup>3</sup> 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程をご参照ください。

※<sup>4</sup> ご不明な点についてはお問い合わせください。

## ～改正概要～

(1) 新規検査等における検査当日の提出書面(当日書面審査)を明確化

新規検査等において、指定を受けた構造・装置の変更箇所及び架装をおこなった部位を明確、かつ、容易に判断することが可能な統一的な書面の提出を求めるとします。

[提出書面の一部様式は、機構HPによりダウンロードが可能]

(2) 新規検査等における事前提出書面の審査を実施

指定を受けた構造・装置の変更又は架装により、当該自動車に係る保安基準(技術基準に限る。)の適合性に影響がある場合には、新規検査等に先立って検査事務所

において提出書面を事前に審査することとします。

～車検場に新車を持ち込む際～

- ・型式指定自動車
- ・新型届出自動車
- ・輸入自動車特別取扱自動車(PHP)

には新規検査等届出書 その1 と その2 が必須になり  
書面がないと検査ができません

### 届出書 その1

●記載例(東川車庫)

|                          |                                       |              |
|--------------------------|---------------------------------------|--------------|
| 提出書面<br>申請書<br>新規格検査等届出書 | <h2 style="font-size: 2em;">記載不要</h2> | 平成 29年 3月 2日 |
|--------------------------|---------------------------------------|--------------|

**新規検査等届出書**

|   |   |
|---|---|
| 独立行政法人自動車技術総合機構<br>東北振興部検査課                                     |   |
| 提出書の作成又は取扱い<br>〒982-0226 宮城県仙台市宮城野区山崎町1-5-9<br>TEL 022-782-2261 | 車検場<br>〒982-0001 宮城県仙台市宮城野区山崎町1-5-9<br>TEL 022-782-2261 |

|                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| 型式・種別 (製造区分番号) DGA-LZ0140010G10) | 東北特務 29-0001 |
|----------------------------------|--------------|

車検場管理番号

## 記載不要

① 車検場(検査場)に提出した自動車(新車)の検査・取扱い  
 ② 型式指定自動車  
 ③ 新型届出自動車  
 ④ 輸入自動車特別取扱自動車(PHP)

① 車検場(検査場)に提出した自動車(新車)の検査・取扱い  
 ② 型式指定自動車  
 ③ 新型届出自動車  
 ④ 輸入自動車特別取扱自動車(PHP)

# 新規検査等届出書

|              |  |      |  |   |
|--------------|--|------|--|---|
| 諸元確認者の氏名又は名称 |  | 所在地  |  | 印 |
| 車名・型式        |  | 車台番号 |  |   |
| 種別・用途        |  | 車体形状 |  |   |

## 原動機

|       |     |           |        |       |    |
|-------|-----|-----------|--------|-------|----|
| 原動機型式 | 1KD | 排気量又は定格出力 | 2.98 L | 燃料の種類 | 軽油 |
|-------|-----|-----------|--------|-------|----|

## 車両寸法

|            |         |                |            |       |         |
|------------|---------|----------------|------------|-------|---------|
| 全 長        | 5.115 m | 全 幅            | 1.910 m    | 全 高   | 2.995 m |
| 荷台内法長      | 3.290 m | 荷台内法幅          | 1.790 m    | 荷台内法高 | 2.125 m |
| ホイールベース    | 2.545 m |                | 計算上ホイールベース |       |         |
| リヤ・オーバーハング | 1.420 m | 限度 ( 1.695 m ) | オフセット      |       | 0.245 m |
| 同 上 [荷台内側] | 1.400 m | ≤ 2/3          | 計算上オフセット   |       |         |

## 荷重分布

|                         | 前 輪 (kg)    | 後 輪 (kg)          | 合 計 (kg)    | 車体の塗色              |    |
|-------------------------|-------------|-------------------|-------------|--------------------|----|
| 車両重量                    | 1,210       | 1,130             | 2,340       | 赤・橙・茶・黄・緑          |    |
|                         | 1,210       | 1,130             |             | 青・紫・白・灰・黒          |    |
| 前2軸車の補正值                | 補正 (      ) | 補正 (      )       | 補正 (      ) |                    |    |
| 乗車定員 ( 3名)              | 165         | 0                 | 165         |                    |    |
| 最大積載量                   | 130         | 1,220             | 1,350       |                    |    |
| 車両総重量                   | 1,505       | 2,350             | 3,855       |                    |    |
| 許容軸重限度                  | 1,800       | 2,550             | 4,350       |                    |    |
| タイヤサイズ                  | 前           | 175/75R15 103/101 |             | 最大安定傾斜角度           |    |
|                         | 後           | 175/75R15 103/101 |             | 一般 ≥ 35° その他 ≥ 30° |    |
|                         |             |                   |             | 左                  | 右  |
| タイヤ推奨荷重                 | 1,750       | 3,300             |             | 40                 | 40 |
| タイヤ負荷率 %                | 86.0%       | 71.2%             | 前輪荷重割合      | 39.0% ≥ 20%        |    |
| 備 考                     |             |                   |             | 保安用                |    |
| 標準車の最大積載量 :<br>型式類別番号 : |             |                   |             | 製造番号 :             |    |



一般社団法人 日本自動車車体工業会



平成30年9月3日

新車新規・予備検査受検者 各位

## 新規検査等届出書（当日審査分）に関する前日FAXのお願いについて

平素、日頃から自動車検査業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年度から取り扱いが始まりました新規検査等届出書につきまして、検査当日に書面を提出（事前提出書面の審査（技術基準等の審査を要する自動車）対象車両は従前通り15日前までに提出）していただき、現車の検査と書面審査及び高度化情報の確認入力作業を並行して行っておりますが、今後は事前に新規検査等届出書の記載漏れや書類の添付漏れを事前に防ぐ事により検査当日の流れを円滑化し、検査時間及び皆様の待ち時間の短縮を図りたいと考えております。

つきましては、平成30年9月11日（火）検査実施分から当日提出していただく書類の内、完切れ車両を除き下記書類について前日（土日祝日等閉庁日をまたぐ場合はその前日）16時までに当事務所宛FAX送信のご協力をよろしくお願い致します。

### FAX送信書類

#### 1. 乗用車・車両総重量3.5t以下の貨物車・二輪車の場合

1. 新規検査等届出書【第1号様式（その1）（別添2の5.関係）】  
※ 別紙が添付されている場合はその書面含む
2. 新規検査等届出書【第1号様式（その2）（別添2の5.関係）】
3. 車台番号・類別区分番号が特定できる書面
4. 新型自動車（指定）番号が特定できる書面  
※ 平成28年騒音規制対象車及び燃料タンク変更車両に限る
5. 改造概要等説明書（改造自動車審査結果通知書）【第2号様式】  
※ 対象車に限る
6. 算定燃費済書  
※ 対象車に限る



## II. 車両総重量3、5 t超の貨物車・大型特殊自動車の場合

1. 新規検査等届出書【第1号様式(その1)(別添2の5.関係)】  
※ 別紙が添付されている場合はその書面含む
2. 新規検査等届出書【第1号様式(その2)(別添2の5.関係)】
3. 車台番号・類別区分番号が特定できる書面
4. 新型自動車(指定)番号が特定できる書面  
※ 平成28年騒音規制対象車及び燃料タンク変更車両に限る
5. 改造概要等説明書(改造自動車審査結果通知書)【第2号様式】  
※ 対象車に限る
6. 連結検討済みであることが確認できる手数料納付書  
※ トラクタまたはトレーラで備考欄に入力希望の場合に限る
7. 基準緩和認定書  
※ 対象車に限る

以上につきまして、ご不明な点がありましたら当機構へご遠慮無くご相談ください。  
皆様へは何かとお手間を取らせてしまい誠に申し訳ありませんが、引き続きご理解  
ご協力をよろしくお願い致します。

独立行政法人 自動車技術総合機構  
東北検査部 岩手事務所  
TEL 019-637-2913  
FAX 019-637-2917



岩手運輸支局長

平成 27 年 10 月 15 日

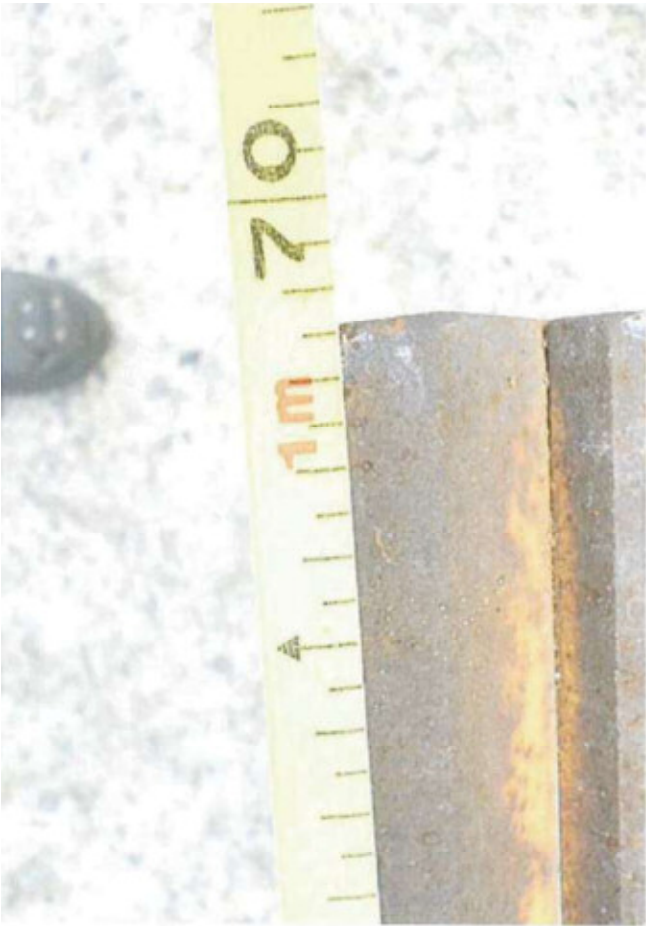
# 自動車検査証

|               |  |              |                    |                   |                    |                    |
|---------------|--|--------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 自動車登録番号又は車両番号 | 平成 26 年 4 月 24 日 / 交付年月日   | 初度登録年月       | 自動車の種別             | 用途                | 自家用・事業用の別          | 車体の形状              |
| 車名            | 平成 26 年 4 月 24 日   | 平成 25 年 11 月 | 大型特殊乗車             | —                 | 自家用                | タイヤ・ドーナツ [065]     |
| 車台番号          | [443]  |              | 長さ                 | 最大積載量             | 車重                 | 車西総重量 [3515]       |
| 型式            | 原動機の型式   |              | 幅                  | 高さ                | 前後軸重               | 前後軸重               |
| EDM-WA107K    | 4D88E  |              | [434]              | [254]             | 1930 <sup>kg</sup> | 1770 <sup>kg</sup> |
| 使用者の氏名又は名称    |  |              | 512 <sup>cm</sup>  | 210 <sup>cm</sup> | 型式指定番号             | 類別区分番号             |
| 使用者の住所        |  |              | 燃料の種類              |                   |                    |                    |
| 使用の本拠の位置      |  |              | 2.18 <sup>kg</sup> | 軽油                |                    |                    |
| 有効期間の満了する日    | 平成 29 年 10 月 14 日  |              |                    |                   |                    |                    |
| 備考            | <p>、 [098] 一括緩和 [制限事項] [000] 保安上の制限事項なし<br/>         。 [その他検査事項] (1) 附属装置 バケツト<br/>         以下余白</p> |              |                    |                   |                    |                    |

--- 継続検査  
 [岩手] 重量税 非課税  
 [受検種別] 持込検査車  
 [検査時の点検整備実施工場] 点検整備記録簿記載あり  
 [受検形態] 認証整備工場  
 \* 附属装置 \* [09] その他、\* 保安基準緩和 \* [認定年月日] 平成  
 23 年 6 月 13 日 [関東運輸局] 913 [緩和事項] [034] 尾灯  
 , [036] 後部反射器、 [037] 制動灯、 [039] 方向指示器



国土交通省





#### 4-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査

乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（諸元表において許容限度が不明なものに限る）であって架装等により車両重量が増加したものの審査については、第6章及び第7章によるほか、次により取扱うものとする。

(1) 次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。

① 7-16-2-3 (1) 又は 7-15-2-3 (2) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等

自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの

② 7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1) 及び 7-30-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等

自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの

(2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。

① 7-16-2-3 (1) 又は 7-15-2-3 (2) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等

自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、アからウまでのいずれかに該当するもの

ア 制動装置について同一構造を有する自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの

イ 特殊用途自動車、緊急自動車又は道路維持作業用自動車であって、(7) から (4) までのいずれかを満たすもの

$$(7) 6.43(\text{m/s}^2) \leq \text{平均飽和減速度}(\text{m/s}^2) \times \frac{\text{諸元表に記載された車両総重量}(\text{kg})}{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}$$

$$(4) 70(\text{m}) \geq \text{制動停止距離}(\text{m}) \times \frac{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}{\text{諸元表に記載された車両総重量}(\text{kg})}$$

$$(9) 5.0(\text{m/s}^2) \leq \text{平均飽和減速度}(\text{m/s}^2) \times \frac{\text{諸元表に記載された車両総重量}(\text{kg})}{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}$$

$$(4) 36.72(\text{m}) \geq \text{制動停止距離}(\text{m}) \times \frac{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}{\text{諸元表に記載された車両総重量}(\text{kg})}$$

注1 「平均飽和減速度」「制動停止距離」「諸元表に記載された車両総重量」は、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する数値を用いること。

注2 量販車の場合には、「受検車両の車両総重量」に 100kg を加算して計算すること。

注3 (7) 及び (9) の計算式は、諸元表に記載された制動初速度が 100km/h の自動車に適用する。

注4 (9) 及び (4) の計算式は、諸元表に記載された制動初速度が 60km/h の自動車に適用する。

ウ UN R138-01 附則 3 又は UN R13-11 附則 4 の「タイプ 0 試験（原動機切り直し）〔常温時制動試験〕の積載状態」及び「タイプ 1 試験〔フェード試験〕」の基準に適合することが、(7) 又は (9) により確認できるもの（試験成績書中の試験時重量が、受検車両の車両総重量と同一又は重いものに限る。）

(7) 当該自動車の試験成績書（写しをもって代えることができる。）

(9) 制動装置について同一構造を有する自動車の試験成績書（写しをもって代えることができる。）

② 7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1) 及び 7-30-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等

自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの

ア それぞれの技術基準等に係る部位について同一構造を有する自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの

# 持込検査を受検される方へお知らせ

平成30年4月2日より

検査票とOCRシートの走行距離欄は記載不要となります。

\* 軽自動車とは取扱いが異なります。

The diagram shows two forms side-by-side. The left form is the '自動車検査票' (Vehicle Inspection Ticket) and the right is the 'OCRシート' (OCR Sheet). Both forms have a section for '走行距離' (Odometer). In the OCR sheet, the odometer field is highlighted with a red box and a red arrow pointing to it from a red box labeled '記載不要' (No entry required). The same red box and arrow are also present in the inspection ticket form, pointing to the odometer field.

新しい車検証の交付を受けたら・・・。

自動車検査証の備考欄に記載されている走行距離と受検車両の表示値に相違がないかをご確認ください。

※走行距離計表示値に相違が確認された場合はお帰りになる前にお申し出ください。  
自動車検査証の走行距離を訂正する際は、機構での現車確認が原則となります。

岩手運輸支局

独立行政法人自動車技術総合機構東北検査部岩手事務所

平成30年8月31日

### 3コースマルチテスト更新工事に伴うコース閉鎖のお知らせ

自動車技術総合機構東北検査部岩手事務所

日頃より普通車の検査に関し、ご協力いただきありがとうございます。

3コースマルチテストの更新工事に伴い、工事期間は検査コースを閉鎖します。

更新工事によるコース閉鎖のため、各ラウンド時間内に検査が終了できない場合がございますのでご了承願います。

更新工事期間中、受検者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

### 記

更新工事期間      平成30年10月9日～平成31年2月中旬予定

## 自動車機構岩手事務所からのお知らせ

独立行政法人自動車技術総合機構  
東北検査部 岩手事務所

日頃より自動車の審査業務につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

円滑な検査の実施のため、下記項目について引き続きご理解とご協力をよろしくお願ひします。

- 全国の検査場で事故が多発しています。受検の際はあわてず確実に安全確認をお願いします。
- 曜日毎の受検比率が週末に集中しています。平準化へのご協力をお願いします。
- 車台番号及び原動機型式の事前確認、汚れている場合は清掃をお願いします。
- アルミホイールの刻印（JWL, JWL-T等）の事前確認をお願いします。
- 座席、シートベルトは、すべて展開した状態で受検してください。
- キャンピング車の設備確認のため、使用方法（ベッド展開等）について、事前確認をお願いします。
- 空車状態での受検をお願いします。なお、構造等変更検査、新規検査で重量計測が必要な場合は、スペアタイヤ、荷物を降ろして計測コースへ入場してください。
- 排気ガス検査の前にはエンジンを十分暖機してください。
- 走行用前照灯検査（平成10年8月以前製作車）の際は、入場前（1コースは前照灯検査開始前）に申告スイッチを押してください。
- 総合判定窓口では各コース状況の確認の他、合格車両の高度化情報確認及び再検査に関する説明等を行っている為、テスター上の数値を常に確認できているとは限りません。ABS Hテスターで不合格判定が表示された場合は車両を直ぐには動かさず、検査官の指示があるまでその場でお待ちくださいますようお願いいたします。
- 改造自動車は事前に書類の届出が必要となります。サスペンションアーム変更も改造自動車となりますので注意してください。その他改造自動車に関してご不明点などありましたらお問い合わせください。




再検があった場合は、総合判定窓口に行き  
「審査結果通知書」を受け取って下さい。

お願い

審査結果通知書

独立行政法人自動車技術総合機構

|   |        |      |       |       |  |
|---|--------|------|-------|-------|--|
| 検査の種別   | 継続     | 型式   | なし    | 検査年月日 |  |
| 車台番号又は車両番号  | 原動機の種類 | 車台番号 | クリア番号 | 発行番号  |  |
| 検査結果<br><b>不適合</b>  |        |      |       |       |  |
| 検査結果通知書2の参照<br>無  |        |      |       |       |  |
| 検査結果通知書2の参照<br>無 (継続検査)   |        |      |       |       |  |
| 型式指定番号<br>類別区分番号  |        |      |       |       |  |
|  |        |      |       |       |  |

(発行コード) 6558\_0309  
保安入庫回数 (回) 1 (回) (回)

自動車検査における不適合状況のお知らせ

NALTIC







検査台番号

型式

登録番号

検査台番号

今回の審査で以下の通り道路運送車両の保安基準に適合していない点がありました。自動車ユーザーは、自らの責任で適切に自動車を管理しなければなりません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも、定期点検整備は必ず実施してください。

| 検査項目   | 不適合状況                                     |
|--|---|
|  外観 / 下回り<br><small>(外回りや運転中に操作する部分の検査 / 車の下側からの検査)</small> | ・灯火類一前部灯具一前面左右一不点灯<br>・保安装置一窓ガラス一前面一スチツカー |
|  排出ガステスト又は<br><small>(劣化検査)</small>                         |   |
|  ヘッドライトテスト  |   |
|  サイドスリップテスト   |   |
|  ブレーキテスト  |   |
|  ステアードメータテスト  |   |

# 自動車技術総合機構からのお知らせ

## 検査実施のための遵守事項について

当機構敷地等における検査実施のための遵守事項を明確化し、平成29年4月より運用します。

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。

遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
  - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
  - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
  - ウ 排気管にブロープが挿入できる状態
  - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
  - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
  - カ 窓ガラスが取外されていない状態
  - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
  - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
  - ケ 走行距離計は総走行距離(オドメータ)を表示した状態
  - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
  - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
  - シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
  - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
  - セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストップボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
  - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態(7-6-1(1)④)に定める安定性の審査を除く。
    - (ア)積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
    - (イ)積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
    - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
- ② 受検中は自動車検査票を保持すること。
- ③ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。  
また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ④ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止(ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。)を行うこと。
- ⑤ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のブロープを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
- ⑥ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑦ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑧ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑨ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑩ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。  
また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口に提出すること。
- ⑪ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑫ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑬ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑭ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑮ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

## 自動車技術総合機構からのお知らせ

### 秩序維持のための遵守事項について

当機構敷地等における秩序維持のための遵守事項を明確化し、平成29年4月より運用します。

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。

遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者(1名に限る。)以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物(自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。)、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 審査業務等を行っている検査担当者等に相談や質問等を行わないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。
- ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
- ⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

## 受検者の皆様へ

検査機器への進入時に急発進したことにより、衝突、横転事故が発生。

ご注意願います

原因は、ブレーキとアクセルの踏み間違い

検査場内は歩行速度で  
ペダル操作は慎重にお願いします。



皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

# 無人のクルマが後退しライトテストを 損壊する事故が発生！！

## 【事故事例】

リバースに入れたまま降車し、ライトテストと衝突！



☞ 検査場内で車両から降りる際には、  
**ギア位置確認及び駐車ブレーキの作動確認！**  
(一部の)  
**ハイブリッド車のPレンジはボタンです。**  
**右前に倒すとリバース！要注意！！**



皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 3. タカタ製エアバッグのリコール未改修車両は車検が通らなくなります！

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成30年4月25日

自動車局審査・リコール課

整備課

#### 5月1日からタカタ製エアバッグのリコール未改修車両は車検が通らなくなります！ 早急にエアバッグのリコール作業を受けてください

タカタ製エアバッグのリコール改修を促進するため、異常破裂する危険性が高い未改修車両については、本年5月1日より、車検が通らなくなります。

本年3月末時点で約84万台が対象となっており、本措置の対象車両のユーザーの皆様は、引き続き車検の有効期間を待つことなく、一刻も早く改修を行って頂くようお願いいたします。

#### 1. 背景・目的（タカタ製エアバッグのリコール対象台数・改修状況の詳細は別紙1）

タカタ製エアバッグは、ガス発生装置（インフレーター）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降リコールを実施しているところです。

これまで、未改修車に対し車検時に警告文の交付を行う等の改修促進の取組を進めていますが、本年3月末時点の国内の改修率は88.4%であり、なお約220万台の未改修車があること、異常破裂による死者が全世界で少なくとも20人を数え、一刻も早い改修が必要であること等を踏まえ、これまでの取組に加え、新たに、異常破裂する危険性が高い未改修車については、車検で通さない措置を講じることとしています。

#### 2. 車検で通さない措置の対象車両（自動車メーカー9社、97車種、約84万台（本年3月末時点））

| メーカー名       | 車種                         | 措置対象台数   |
|-------------|----------------------------|----------|
| いすゞ         | コモ                         | 9台       |
| SUBARU      | インプレッサ、レガシィ                | 7,529台   |
| ダイハツ        | ミラ、ハイゼットなど4車種              | 62,852台  |
| トヨタ・レクサス    | ヴェクシー、カローラ、SC430など25車種     | 419,373台 |
| 日産          | エクストレイル、フーガなど14車種          | 97,117台  |
| ビー・エム・ダブリュー | E46、3シリーズ(318i、320i)など11車種 | 279台     |
| ホンダ         | フィット、アコードなど31車種            | 227,272台 |
| マツダ         | RX-8、アテンザなど5車種             | 15,123台  |
| 三菱          | ランサー、アイなど4車種               | 9,317台   |

お持ちの車が今回の措置の対象となるかの確認は、以下の検索システムを活用してご確認いただくか、別紙2に掲げる自動車メーカーにお問い合わせ下さい。

<https://www.jaspa.or.jp/portals/recallsearch/index.html>

(参考)

ユーザー向けリーフレット（別紙3）

整備事業者向けリーフレット（別紙4）

#### 【お問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 今村、片山

TEL:03-5253-8111（内線:42363）、夜間直通 03-5253-8597

# 【緊急告知】!

平成30年5月から、  
エアバッグのリコール未改修の場合、  
車検が通らなくなります!  
早急にリコール作業を受けて下さい。

## ● 対象車種

タカタ製エアバッグを搭載した

- い すゞ コモ
- S U B A R U インプレッサ、レガシイ
- ダイハツ ミラ、ハイゼット など4車種
- トヨタ/レクサス ヴォクシー、カロラ、SC430 など25車種
- 日産 エクストレイル、フーガ など14車種
- ビーエムダブリュー E46、3シリーズ(318i、320i など) 11車種
- ホンダ フィット、アコード など31車種
- マツダ RX-8、アテンザ など5車種
- 三菱 ランサー、アイ など4車種

※詳しくは裏面をご覧ください。



そのままお乗りいただくとは大変危険です。  
一刻も早い改修をお願いします。  
— 交通事故でエアバッグが異常破裂した事例 —



写真:エアバッグが異常破裂し内部の金属部品が飛び散りバッグの中央部が大きく裂けている状態

1. まず下記の検索システムにて措置対象かどうかをご確認下さい。

※まず下記の検索システムにて措置対象かどうかをご確認ください。

## 検索システム パソコン用URL

リコール情報検索アプリ

検索

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

## スマホ・タブレット用アプリ



(注)ビー・エム・ダブリューは対応しておりませんので、下記のホームページより検索して下さい。

2. 未改修車であった場合には、リコール改修を実施して下さい。ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

## ●各自動車メーカー問合せ先とホームページURL

| メーカー            | お問い合わせ先       | ウェブサイトURL   |
|-----------------|---------------|---|
| いすゞ自動車株式会社      | 0120-119-113  | <a href="http://www.isuzu.co.jp/recall/">http://www.isuzu.co.jp/recall/</a>   |
| 株式会社SUBARU      | 0120-412-215  | <a href="http://recall.subaru.co.jp/lqsb/">http://recall.subaru.co.jp/lqsb/</a>   |
| ダイハツ工業株式会社      | 0800-500-0182 | <a href="https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php">https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php</a>   |
| トヨタ自動車株式会社      | 0800-700-7700 | <a href="http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search">http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search</a>   |
| レクサス            | 0800-500-5577 | <a href="http://lexus.jp/recall/">http://lexus.jp/recall/</a>   |
| 日産自動車株式会社       | 0120-941-232  | <a href="http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html">http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html</a>   |
| ビー・エム・ダブリュー株式会社 | 0120-954-018  | <a href="http://bmw-japan.jp/alter-service/recall_search.html">http://bmw-japan.jp/alter-service/recall_search.html</a>   |
| 本田技研工業株式会社      | 0120-112-010  | <a href="http://recallsearch4.honda.co.jp/spsr/001/R00101.do?h=linkdisp">http://recallsearch4.honda.co.jp/spsr/001/R00101.do?h=linkdisp</a>   |
| マツダ株式会社         | 0120-386-919  | <a href="http://www2.mazda.co.jp/service/recall/vsearch">http://www2.mazda.co.jp/service/recall/vsearch</a>   |
| 三菱自動車工業株式会社     | 0120-324-860  | <a href="http://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/ispforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&amp;prefix=">http://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/ispforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&amp;prefix=</a> |

国土交通省タカタ専用ダイヤル

エアバッグリコール特設ホームページ

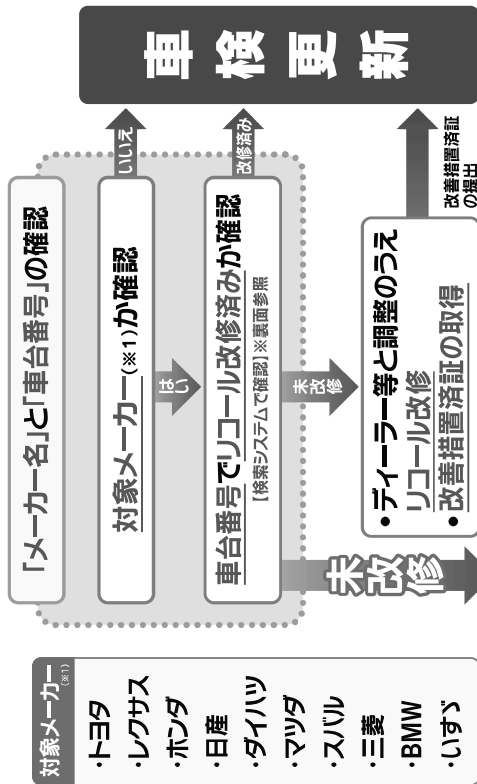
03-6747-9575

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo\\_000.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_000.html)

# 国土交通省から 整備事業者の皆様へのお願い

- ▶ 平成30年5月から、タカタ製エアバッグのリコール未改修の場合、車検が通らなくなりました。
- ▶ ユーザーから車検の依頼があったときは、事前に検索システムで確認をお願いします。

## 入庫から車検更新までのフロー



**車検は更新されません!!**



## 検索システム

※下記の検索システムにて未改修車かどうかご確認ください。

リコール情報検索アプリ **検索**

パソコン用URL  
<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

スマートフォン用アプリ

Available on the App Store  
専用アプリは、App Storeからダウンロードできます。

GET IT ON Google Play  
専用アプリは、Google Playからダウンロードできます。

(注)ビー・エム・ダブリュは対応しておりませんので、以下のURLより検索してください。  
[http://bmw-japan.jp/after-service/recall\\_search.html](http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html)

## 改善措置済証(例)

●リコールを改修した場合は改善措置済証を窓口へ提出する必要があります。

※メーカーにより様式が異なります。

国土交通省タカタ専用ダイヤル・エアバッグリコール特設ホームページ

**☎ 03-6747-9575**

[http://www.mit.go.jp/jidosha/carinf/rc/recallinfo\\_000.html](http://www.mit.go.jp/jidosha/carinf/rc/recallinfo_000.html)

※当ホームページにおいて、リコール改修済のディーラー等への対応に関するご意見の受付を平成30年4月から開始します。

**OSS申請を活用されている整備事業者の方への注意事項**

●リコール改修後に、車検の更新に係るリコール改修情報が国土交通省のデータベースに反映されるまでに概ね4日程度の期間が必要となっております。リコール改修情報が反映されていない場合、OSSによる受付ができません。本リコールの改修の方でお急ぎの場合は、窓口への直接申請をお願いいたします。

(※窓口申請時には申請書の自署又は押印が必要となります。)

定期点検時等においても、リコール改修にご協力いただきますようお願いいたします。



## 4. 国際的な車両認証制度（IWVTA）が新たに成立しました

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 29 年 11 月 21 日  
自動車局技術政策課

我が国が主導してきた国際的な車両認証制度（IWVTA）が新たに成立しました  
～安心・安全な車の国際的な普及を目指して～

11 月 13 日から 17 日に開催された国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 173 回会合において、日本が主導して実現を目指してきた国際的な車両認証制度（IWVTA）が新たに成立しました。

国際的な車両認証制度（International Whole Vehicle Type Approval、IWVTA）は 自動車に係る認証の相互承認を「装置単位」から「車両単位」へ発展する制度であり、我が国の提案によって始まり、その後も議長として議論を主導してきたものです。

今般、WP29 の会合において、IWVTA に関する手続き等を定めた国際規則（国連規則第 0 号、UNRO）が成立し、2018 年 6 月頃に発効する見込みです。これにより UNRO を適用する締約国間において 車両単位での認可証の発行・受入れが可能となり、各国の認証手続きが効率化されることから、安全・環境に係る高度な国際基準に適合する自動車の国際的な普及や我が国自動車メーカーの輸出競争力の強化等が図られることが期待されます。

UNRO が発効した後は、我が国と欧州各国との間で車両単位の認可証の相互受入れが可能となる見込みですが、国土交通省としては、引き続き、我が国制度・技術の国際標準化、相手国でのデファクト・スタンダード獲得等の推進のため、アジア諸国等に対して UNRO の適用を促していくこととしております。

（別紙 1）国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の概要

（別紙 2）国際的な車両認証制度（IWVTA）の概要

### 【お問い合わせ先】

自動車局 技術政策課 佐橋、松坂

代表：03-5253-8111（内線 42254）

直通：03-5253-8591

FAX：03-5253-1639

## 5. 公道を走行するカートの安全基準を強化します

平成30年4月27日  
自動車局技術政策課

### 公道を走行するカートの安全基準を強化します

— 道路運送車両の保安基準等の一部改正について —

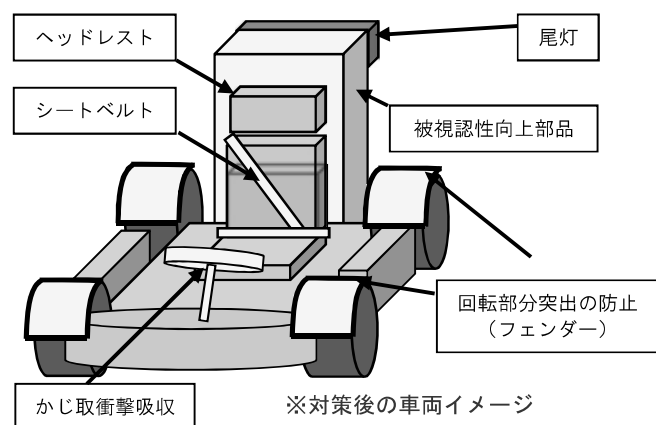
公道を走行するカートについて、他の交通からの視認性の向上及びシートベルトの設置義務化等の安全確保策を講じるため、道路運送車両の保安基準等を改正し、四輪原動機付自転車等の安全基準を拡充・強化します。

公道を走行するカートについては、外国人観光客を中心とした運転者による利用が増加していますが、それに伴い、都内をはじめ複数の事故が発生しているところですが、

こうした状況を踏まえ、今般、当該カートについて、他の交通からの視認性の向上及びシートベルトの設置義務化等の安全確保策を講じるため、道路運送車両の保安基準等を改正し、四輪原動機付自転車等の安全基準を拡充・強化します。

#### 1. 保安基準等の主な改正項目（※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。）

- (1) 他の車両からの視認性の向上対策
  - ・ 被視認性向上部品の設置義務化
  - ・ 夜間被視認性向上灯火器の義務化
- (2) 乗員保護に関する安全性向上対策
  - ・ 座席ベルトの装備義務化
  - ・ 頭部後傾抑止装置の装備義務化
  - ・ かじ取り衝撃吸収構造の義務化
- (3) その他の安全性向上対策
  - ・ 回転部分の突出を禁止



#### 2. 公布・施行

公布：4月27日（本日）

施行：4月27日（※各基準の適用日については別紙参照）

問い合わせ先

自動車局 技術政策課 齋藤、中里

代表：03-5253-8111（内線 42255）

直通：03-5253-8591、FAX 03-5253-1639

## 6. 「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」中間とりまとめ

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 30 年 5 月 11 日  
自動車局整備課

### 「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」 中間とりまとめの公表について ～ 自動運転技術等に対応した自動車検査手法の導入に向けて ～

国土交通省は、平成 29 年 12 月より自動車の電子制御装置の機能確認の手法を確立するため、車載式故障診断装置（OBD：On-board diagnostics）を用いた自動車検査手法について検討して参りました。

これまでの検討を踏まえ、中間とりまとめを公表します。

近年、急速に普及が進む自動ブレーキや自動車線維持機能等の自動運転技術を搭載した自動車の使用過程時における適切な機能維持を図るため、自動車の電子制御装置まで踏み込んだ機能確認の手法を確立することが必要となっております。

このため、国土交通省では、自動車に搭載されているセンサ等の構成部品の異常を自己診断し記録する装置（車載式故障診断装置（OBD））を活用した自動車検査手法の導入について検討するため、平成 29 年 12 月に標記検討会を設置し、全 5 回にわたって議論を進めて参りましたが、今般、これまでの議論を踏まえ、中間とりまとめを公表いたします。

今後は、中間とりまとめに示された方向性に従い専門家ワーキングを設置し、OBD を活用した検査手法の詳細について議論を行っていく予定です。

（添付資料）

- ・ 「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」委員名簿
  - ・ 「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」中間とりまとめ概要
- ※ 中間とりまとめ本文については下記ホームページからご確認いただけます。

（国土交通省HP）

「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD\\_Inspection\\_System.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD_Inspection_System.html)

※ 第 5 回検討会までの配付資料及び議事概要を掲載しております。

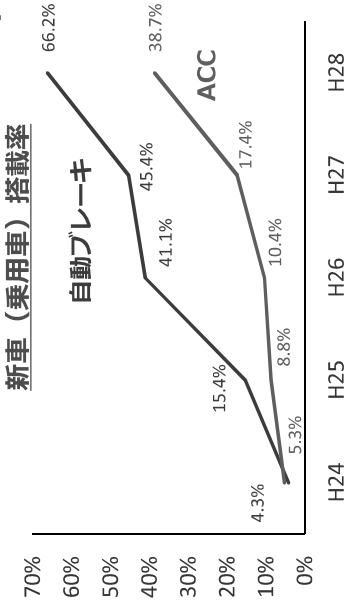
<問い合わせ先>

自動車局整備課 村井、奥村、伊堂寺  
代表：03-5253-8111（内線：42415）  
直通：03-5253-8599  
FAX：03-5253-1639

# 車載式故障診断装置 (OBD) を活用した自動車検査手法のあり方検討会 (中間とりまとめ)

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、**誤作動による重大事故等**につながるおそれがあることから、**自動車の検査等を通じた機能確認が必要**。
- 現在の**自動車の検査(車検)**は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる**電子装置の機能確認には対応していない**。

## 自動ブレーキ、自動車間距離制御 (ACC)



## 電子装置の不具合事例

- **ACC**を使用して高速道路を走行中、突然機能が停止し、強い回生ブレーキが作動  
⇒ **前方監視用のカメラが偏心していた**
- 上り坂を走行中、**自動でブレーキが誤作動し、急減速した。**  
⇒ **自動ブレーキのレーダセンサの取付角度が設計値より下向きになっていた**



現在の車検では検出できない不具合

## 諸外国の状況

- EU**
  - 加盟国に対して**電子装置**を含めた検査実施を推奨 (EU指令 2014/45EU)
  - **ドイツ**では2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。

## 米国

33の州・地区においてOBDを活用した**排出ガス検査**を実施中

## 車載式故障診断装置 (OBD) を活用した自動車検査手法

### 車載式故障診断装置 (OBD) とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「**車載式故障診断装置 (OBD: On-Board Diagnostics)**」が搭載されている



記録された故障コード (DTC) は、**スキャンツール**を接続することにより読取可能。



接続

### OBDを活用した自動車検査手法

保安基準不適合となる故障コード (**特定DTC**) を提出



検査に使用するスキャンツール (法定スキャンツール) に「特定DTC」情報を格納

車検時



法定スキャンツールを接続して「特定DTC」が検出された場合、検査不合格

### 対象車両・装置及び検査開始時期

#### 対象※1

[2021年]以降の新型の乗用車、バス、トラック

#### ①運転支援装置※2

アンチロックブレーキシステム (ABS)、横滑り防止装置 (ESC)、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

#### ②自動運転機能※2

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

#### ③排ガス関係装置

#### 検査開始時期

[2024年] ※3

※1 認証を受けた自動車に限る。

※2 保安基準に規定があるものに限る。

※3 検査開始時期は表証実験等を踏まえて変更があり得る。

## 7. ユーザー代行車検を受検した自動車の分解整備に関するアンケート調査

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成29年11月1日  
自動車局整備課

### ユーザー代行車検を受検した自動車の分解整備に関するアンケート調査を実施します

自動車の「分解整備」は認証工場に依頼するよう啓発を行うとともに、「分解整備」を違法に行う事業者の情報収集を行うことを目的としたアンケート調査を実施します。

自動車を安全・安心に使用していくためには、適切に定期的な点検と整備（定期点検整備）が行われることが重要です。定期点検整備においては、安全上重要なブレーキ等を分解して整備する「分解整備」を伴うことがあります。

「分解整備」を業として実施するには、道路運送車両法に基づく、国の認証を受けなければならないため、認証を受けていない事業者が車検を請け負い、ユーザー車検の手続を代行した場合、定期点検整備が確実に実施されていないおそれがあります。

#### 【アンケートの対象となる自動車ユーザー】

以下の条件をすべて満たすユーザーを対象とし、無作為に抽出します。

- ① 平成29年7月から9月に車検を受検したもの
- ② 車検申請時に、点検整備記録簿を提示したもの
- ③ 受検形態が「その他（使用者以外の者により受検が代行された場合）」のもの



#### 【アンケートの内容】

- ① 点検整備記録簿の保管状況
- ② 定期点検整備における交換部品
- ③ 定期点検整備の実施者
- ④ 車検の依頼先の形態 など

#### 【調査実施期間】

平成29年11月上旬にアンケートを送付、平成29年11月末までにアンケートを回収

本アンケートにおける、点検整備や分解整備事業に関する「よくあるご質問」はこちらで確認できます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001201888.pdf>

#### 【問い合わせ先】

自動車局整備課 久手、成澤

代表：03-5253-8111（内線42423）

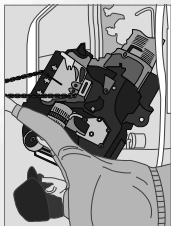
直通：03-5253-8600

# 違法整備! あなたの クルマは大丈夫?

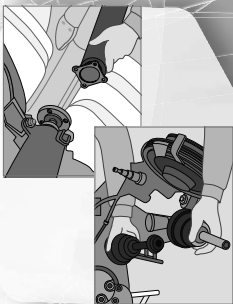
自動車の  
分解整備業を行うには  
国の認証が必要です。

## 国の認証が必要な作業例(分解整備の例)

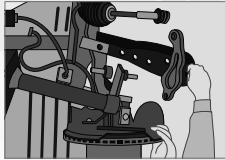
### 1 原動機(エンジン脱着)



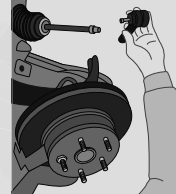
### 2 動力伝達装置(ドライブシャフト、プロペラシャフトなどの脱着)



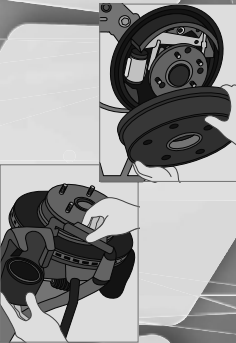
### 3 走行装置(ロアアーム脱着)



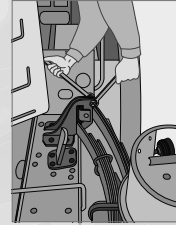
### 4 かじ取り装置(タイロッドエンド脱着)



### 5 制動装置(ブレーキパッド等、ブレーキ部品の交換)



### 6 緩衝装置(ユーフスプリング脱着)



## 未認証行為は、道路運送車両法違反です!!

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長(沖縄は総合事務局長)の道路運送車両法第七十八条の規定に基づき認証を受けずに、  
道路運送車両法第七十八条(第四号)として自動車分解整備業を行う事業者は、自動車分解整備事業の取組を認めないで自動車分解整備事業を認証した者  
道路運送車両法第七十八条(第四号)として自動車分解整備業を行う事業者は、自動車分解整備事業の取組を認めないで自動車分解整備事業を認証した者  
次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。(九) 第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車分解整備事業を認証した者

国土交通省

# 車の点検整備実施状況をチェック!

## 車検証をご確認ください。



### [検査時の点検整備実施状況]

- 点検整備記録簿記載あり  
車検時に点検整備記録簿が窓口に提示された場合です。
- 点検整備記録簿記載なし  
車検時に点検整備記録簿が窓口に提示されなかった  
場合です。

### [整備形態]

- 指定整備工場、認証整備工場  
国の認証を受けた整備工場によって車検が実施された  
場合です。
- 利用者  
自動車ユーザー本人によって車検が実施された場合です。
- その他  
上記以外の方法によって車検が実施された場合です。

※「点検整備記録簿記載あり」と記載されているのに、点検整備記録簿をお持ちでない場合は、  
車検を依頼した工場にご確認ください。  
※点検整備記録簿は車両に備え置き、例えば自家用乗用車にあっては2年間保存しなければな  
りません。

## 車検や整備の依頼先が認証整備工場かどうかご確認ください。

- 依頼先の工場に右のような標識が掲示されていない
- 点検整備記録簿または分解整備記録簿に、認証整備  
工場名と「認証番号」の記載がされていない
- 交換部品や整備作業がラシ表面の1~6のどれか  
に該当する

上記全てにチェックが入る場合は、違法に分解整備が行  
われているおそれがありますので、以下のお問合せ先  
情報提供ください。



## 分解整備を伴う車検や点検整備の依頼は認証整備工場へ!!

- 北海道運輸局自動車技術安全整備課・保安課 011 (260) 2752
- 東北運輸局自動車技術安全整備課・保安課 022 (791) 7534
- 北陸信越運輸局自動車技術安全整備課・保安課 025 (285) 9155
- 関東運輸局自動車技術安全整備課 045 (211) 7254
- 中部運輸局自動車技術安全整備課 052 (952) 8042
- 近畿運輸局自動車技術安全整備課 06 (6949) 6453
- 中国運輸局自動車技術安全整備課・保安課 082 (228) 9142
- 四国運輸局自動車技術安全整備課・保安課 087 (893) 6369
- 九州運輸局自動車技術安全整備課 082 (472) 2537
- 沖縄総合事務局運輸部車両安全課 098 (866) 1837

## 8. ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故防止について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 29 年 11 月 14 日  
自動車局 整備課

### ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故防止について

大型自動車の車輪脱落事故防止のため、本日、関係団体に対してタイヤ交換時の適切な作業や日頃の点検における確実な確認を徹底するよう指示しました。

#### 1. 事故発生状況（詳細は別紙 1 参照）

平成 28 年度の大型自動車（車両総重量 8 トン以上のトラック又は乗車定員 30 人以上のバス）のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故の発生件数は 56 件（うち人身事故は 3 件）で、前年度に比べ 15 件増加しています。特に、11 月から 3 月に 36 件（全体の約 64%）発生しており、大型自動車の車輪脱落事故は冬期に発生する傾向にあります。

#### 2. 車輪脱落事故防止に係る関係団体への要請

国土交通省では、本日、関係団体に対して大型自動車等の車輪脱落を防ぐため、タイヤ交換及び日頃の点検において以下の 4 点を徹底するよう要請しました。（要請文は別紙 2 参照）

- ① 規定のトルクでの確実な締め付け
- ② タイヤ交換後、50～100km 走行後の増し締め
- ③ 日常（運行前）点検での確認
- ④ 専用ボルト及びナットの使用

なお、上記については、（一社）日本自動車工業会においてチラシ（別紙 3）等により自動車使用者等に対して周知しております。

#### <添付資料>

- 別紙 1 平成 28 年度大型自動車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故発生状況
- 別紙 2 関係団体あて要請文
- 別紙 3 大型自動車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ（（一社）日本自動車工業会作成）

#### <問い合わせ先>

自動車局 整備課 平川、下窪  
TEL:03-5253-8111（内線:42412）  
直通:03-5253-8599  
FAX:03-5253-1639

# 大型車の 車輪脱落を防ごう！ 合言葉は

# 【別紙3】 おちない

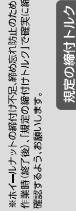
徹底しよう！大型車の車輪脱落を防ぐ4つのルール

**お** さまりのトルクで  
さきちんと締め付けて

**ち** やんと増し締め  
交換後

規定のトルクで確実に締め付けを

締め付け方式には、球面座で締付けるJIS方式、  
平面座で締付けるISO方式があります。  
規定のトルクで確実に締め付けてください。  
※ボルトとナットの締め付けトルクは、車種別の「車輪脱  
落防止マニュアル」に記載されています。必ずご参照のうえ、  
規定値を厳守してください。



規定の締め付けトルク

50～100km走行後に、しっかりと増し締め締めを

締め付け後は初期なじみによって  
ホイールナットの締め付け力が低下。  
50～100km走行後を目安に、  
増し締めを行ってください。



増し締め



JIS方式（球面座）/ダブルナットの取付  
※ダブルナットを  
必ず取り付けます。

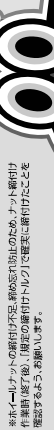


※JIS方式では、アルミホイール（ダブルナット）の場合、  
必ずこの状態でタイヤの取付を行います。

増し締め後、必ず規定の締め付けトルクで行ってください。



増し締め後、必ず規定の締め付けトルクで行ってください。



**な** っと見て  
ボルト触って  
さあ出発！

**い** や待てよ？  
ボルトとナットは  
適正か？

一日一回の日常点検を  
運行前にホイールボルト、ナットを目で見てさわって点検  
しててください。異常を発見したら必ず整備工場へ。



ホイールに適したボルト、ナットを  
スチールホイール、アルミホイールの置き替えには、それぞれ  
適合するホイールボルト、ナットの使用が必須です。必ずご確認ください。

※JIS方式では、アルミホイール（ダブルナット）の場合、必ずこの状態でタイヤの取付を行います。  
※ISO方式では、アルミホイール（シングルナット）の場合、必ずこの状態でタイヤの取付を行います。



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ  
<http://www.jama.or.jp/user/>  
国土交通省 自動車部 自動車安全対策課 自動車安全対策課長 大野 隆  
国土交通省 自動車部 自動車安全対策課 自動車安全対策課長 大野 隆  
国土交通省 自動車部 自動車安全対策課 自動車安全対策課長 大野 隆  
国土交通省 自動車部 自動車安全対策課 自動車安全対策課長 大野 隆  
国土交通省 自動車部 自動車安全対策課 自動車安全対策課長 大野 隆

# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取扱による 車輪脱落事故が発生しています！

タイヤ交換作業にあたっては、「車載の取扱説明書」や「本紙表面に記載の「車輪脱着を防ぐ4つのポイント」、  
下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」などを参照の上、正しい取扱い（交換作業）をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。  
※ホイール取付方式には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい  
取扱い方法をご確認ください。適切なタイヤ交換作業の実際をお願いします。

注意  
※ホイールナットの締め付けは必ず、アルミホイール、  
スチールホイールの取付位置（詳細は別紙）を厳守してください。

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの潤滑について

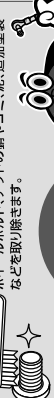
**JIS方式** ホイールボルト、ナットのねじ部と球面座（球面  
座）にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を塗る  
て潤滑します。

**ISO方式** フランジャーとねじ部、ナットと  
フランジャーとのすき間にエンジンオイルなどを  
指定の潤滑剤を塗布します。また、ナットの座面  
（ホイールボルトとの当り面）には塗布しないで  
ください。

※ホイールの保護のため、ハブのはめ合い部  
（インロー部）にグリースを塗る場合は、必ず  
（インロー部）にグリースを塗る場合は、必ず

### ディスクホイール、ハブ、ホイール ボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当り面、  
ハブ取付面（ISO方式では、ハブのはめ合い部）も、  
ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装  
などを取り除きます。



ホイールナット  
締め付け時の  
注意点だよ！

## ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締付けるJIS方式と、平面座で締付けるISO方式があります。また、  
排出ガス規制・ポスト新長期規制適合大型車から、左右輪・右ねじとする新・ISO方式を採用します。

| ホイール締め付け方式                          | ISO方式 (6穴・10穴)                                       | JIS方式 (6穴・8穴)   |
|-------------------------------------|--|---|
| ホイールサイズと<br>ボルト本数(PCD)              | 19.5インチ: 8本(PCD275mm)<br>22.5インチ: 10本(PCD335mm)      | 17.5 (19.5の一部)インチ: 6本(PCD222.25mm)<br>19.5, 22.5インチ: 8本(PCD285mm) |
| ボルトサイズ<br>ねじの方向                     | M22<br>左右輪: 右ねじ(新・ISO方式)<br>右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式) | 前輪 M24 (または20) 後輪 M20, M30<br>右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ                     |
| ホイールナット<br>使用ナット                    | 平面座 (ワッシャー付): 1種類<br>33mm (従来ISO方式の一部は32mm)          | 球面座: 6種類<br>41mm/21mm   |
| ダブルナット<br>ホイールのセンターリング              | 一つのナットで締め<br>ダブルナット                                  | インナー、アウターナットそれぞれで締め<br>ホイール球面座                                    |
| アルミホイールの置き替え<br>後継ダブルナットの<br>締め付け構造 | ダブルナット<br>ダブルナット                                     | ダブルナット<br>ダブルナット  |

詳しい情報は、  
日本自動車工業会HPをご覧ください。  
新・ISO方式ホイール取扱いガイド  
▶ [http://www.jama.or.jp/user/pdf/iso\\_wheel\\_10203.pdf](http://www.jama.or.jp/user/pdf/iso_wheel_10203.pdf)  
中・大型トラック/バスのホイールナット締め付けトルク  
▶ <http://www.jama.or.jp/user/pdf/wheelnut.pdf>  
車輪脱着防止のための正しい車輪の取扱いについて  
▶ [http://www.jama.or.jp/user/pdf/tail\\_01\\_wheel\\_2007.pdf](http://www.jama.or.jp/user/pdf/tail_01_wheel_2007.pdf)